

# 令和4年度 第3回 石川県宅地建物取引士法定講習会 実施要領

(公社)石川県宅地建物取引業協会

【講習会について】※ 必ずお読み下さい。

1. 座学での実施にあたり、新型コロナウイルス感染症対策として3密を回避する観点から、収容人員を削減し、定員制を設けさせていただきます。
2. 受講を希望される方は、受講日前2週間、感染拡大地域へのご移動、都道府県を跨ぐご移動はお控え下さい。
3. 受講日当日、咳や発熱等の症状のある方、体調の優れない方は、ご出席を見合わせて下さい。(受講料はご返金致します。)
4. 受講に際しては、マスク着用、手指消毒、受付時の検温にご協力をお願い致します。
5. 会場は、適宜窓を開け換気を行いますので、温度調整のしやすい服装でご出席下さい。

受講には、受付期間内の申込みが必要です。

今回より、インターネットでのお申込みも可能になりました。

石川県宅建協会ホームページURL → <https://www.takken-ishikawa.or.jp>

開催日時

令和4年8月24日(水) 9:30~16:50 【定員50名】

開催会場

石川県地場産業振興センター 本館2階「第1研修室」

金沢市鞍月2丁目1番地 TEL:076-268-2010

## 1. 受講対象者

- ① 更新：宅地建物取引士証の有効期限が  
令和4年8月24日から令和5年2月23日までの者
- ② 新規：法第18条第1項の規定による  
石川県知事の登録を受けた者で宅地建物取引士証の交付を受けようとする者
- ③ その他、石川県知事以外の都道府県知事が特に必要と認めた者

## 2. 受付場所・受付期間・受付時間

### 【窓口申込み】

受付場所： 石川県不動産会館 金沢市大豆田本町口46-8 (TEL) 076-291-2255

受付期間： 7月22日(金)～7月28日(木)

受付時間： 9:30～11:30 / 13:30～16:00

### 【インターネット申込み】

受付場所： (公社)石川県宅地建物取引業協会 ホームページ

URL→ <https://www.takken-ishikawa.or.jp>

受付期間： 7月22日(金)～7月28日(木)

受付時間： 24時間

**△ 石川県知事登録 かつ 登録事項に変更のない方 のみインターネット申込み可能です。  
他県登録の方、登録事項に変更のある方は窓口もしくは郵送にてお申込み下さい。  
(登録事項に変更がある場合は変更届等が必要です。)**

## 3. 申込み受付時にお持ち頂くもの(窓口申込み)

- ① 宅地建物取引士証交付申請書
- ② 使用料(手数料)納入票
- ③ 写真2枚(内1枚は①交付申請書に貼付)
- ④ 受講料の入金が確認できる書類(写)
- ⑤ 宅地建物取引士証(更新の方のみ)

※ 石川県証紙は協会事務局で販売しております。

※ 郵送申込の場合はご提出不要です。

受講料	12,000円
取引士証交付手数料 (石川県証紙代金)	4,500円
合計	16,500円

### < 申込みについての注意事項 >

#### ※1: 写真について

- ・高さ3.0cm、幅2.4cmのカラー写真(同一のもの2枚)。
- ・6ヶ月以内に撮影されたもの
- ・無背景で上半身、正面向、無帽のもの
- ・顔のサイズが小さすぎないもの(※右図参照)
- ・裏面に氏名、撮影年月日を記入
- ・インクジェットでの印刷及びスピード写真は、変色する為不可



※ 要件に合わない写真はお受付できませんのでご注意ください。

#### ※2: 申請書の記載内容に変更がある場合

- ・変更届の提出が必要です。また、同封の印字済みの申請書につきましては、該当箇所をご訂正頂くか、白紙の申請書にご記入頂きます。

※ 詳しくは別紙案内書をご覧ください。

## 4. 郵送での申込み方法

「3. 申込み受付時にお持ち頂くもの」の①～④を郵送頂き、受講料等費用16,500円を現金書留にて受付期間内必着で郵送、またはお振込み下さい。  
(※振込手数料は申込者のご負担となります。)

郵送先	〒921-8047 石川県金沢市大豆田本町口46-8 (公社)石川県宅地建物取引業協会 法定講習会係 宛
振込先	北陸銀行金沢支店 普通預金2660930 (公社)石川県宅地建物取引業協会 シャ)イカワケンタクサモトリヒギョウキョウカイ

## 5. インターネット申込みをご希望の方へ（必ずお読みください）

**△ 石川県知事登録 かつ 登録事項に変更のない方 のみインターネット申込み可能です。**

インターネット申込みをされた方は、**受講料支払い後4日以内**に、**インターネット受講申込み確認票**と「3. 申込み受付時にお持ち頂くもの」の③**写真2枚**を必ず石川県宅建協会までご郵送ください。

インターネット受講申込み確認票および写真3枚を受領するまでは、**正式な受講受付とはなりません**のでご注意ください。

## 6. 受講申込みのキャンセルについて

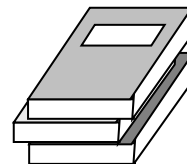
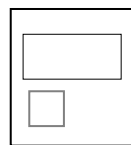
- ① 申込後、やむを得ず受講申込みを取り消す場合は、速やかにご連絡下さい。  
(TEL: 076-291-2255)
- ② 一旦受領された県証紙(4,500円)については、理由の如何を問わず、**ご返却できません**。
- ③ 受講料(12,000円)については、準備の都合上、**令和4年8月23日(火)の午前中**までに受講申込みを取り消す旨申し出があった場合に限り、ご返却できます。

## 7. 取引士証交付日

- ① 受付期間内に申し込みをされた方  
**8月24日(水) 講習会場で即日交付**
- ② 受付期間外に申し込みをされた方  
**受講日の約2週間後、石川県不動産会館で交付**

## 8. 講習会当日にお持ち頂くもの

- ① 受講票 ※ 受付時に交付
  - ② 筆記用具
  - ③ 講習テキスト
  - ④ 従前の取引士証 ※ 更新の方
- ※ 講習テキストは、受付時にお渡しいたします。  
(郵送・インターネット申込みの方は当日配付)
- ※ 昼食は、当方でご用意いたします。



## 9. 講習科目 ※ 法令については、過去5年間のもの

- ① 宅地建物取引士の使命と役割に関する事項
- ② 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事項
- ③ 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項
- ④ 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事項
- ⑤ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令並びに宅地及び建物の価格の評定に関する事項
- ⑥ 宅地又は建物の取引に関する紛争のうち代表的なものの処理の実例

## 10. その他 — 宅地建物取引業に従事していない方へ —

宅地建物取引士の登録は、取引士証の有効期限が切れた場合でも、取引士の登録自体が無効となることはありません。

したがって、現に宅建業務に従事していない方は、必ずしも取引士証の交付を受ける必要はありません。

宅建業務に従事するなど取引士証が必要となった場合は、法定講習を受講することで、取引士証の交付を受けられます。

本実施要領は、取引士証の有効期限が切れるまでご送付致します。

取引士証の有効期限が切れた後、再度取引士証が必要になった場合は、協会までお問合せ下さい。有効期限の切れた取引士証は速やかに返納して下さい。

### — 注意事項 —

本講習会は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による法定の講習会です。

したがって、遅刻・早退・中途退席は理由の如何を問わず認められていません。

また、お手洗いや体調不良等の理由以外による講習中の中座（電話や外出）も認められません。

中座、外出等により、受講要件を満たさないと判断した場合は、再度、別回の法定講習会を受講していただく場合もございますので、ご注意ください。

# 会場案内図



## 【交通案内】

### タクシー

JR 金沢駅西口より約 20 分

### 北鉄バス

JR 金沢駅西口 6 番乗り場

「工業試験場行」又は、「消費生活支援センター行」乗車  
「工業試験場」下車

※駐車台数に限りがございます。

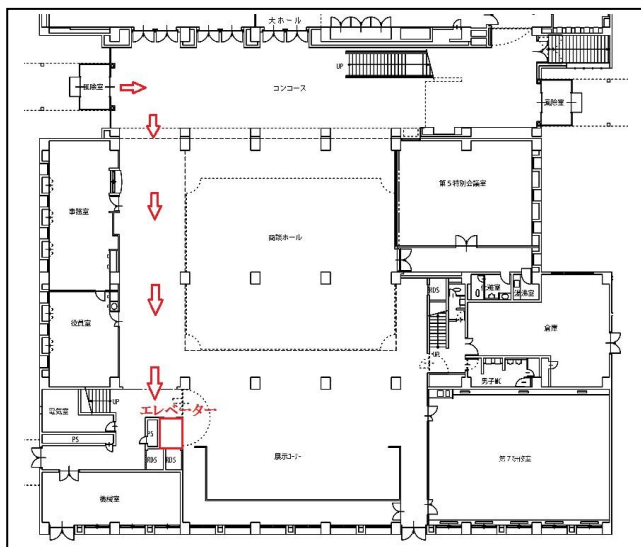
※通路での駐停車は、路線バスの運行の妨げになりますので  
ご遠慮下さい。

※繊維・鉄工会館専用駐車場は  
私有地につき駐車はご遠慮  
下さい。

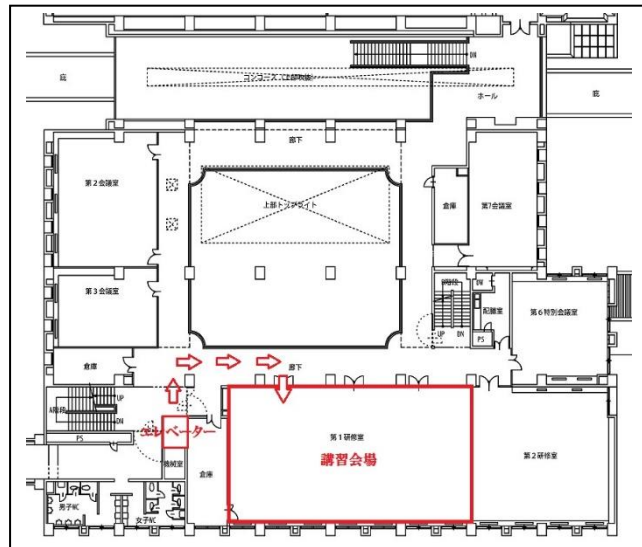
※駐車場でのトラブル等には、  
一切責任を負いません。

# 館内案内図

本館 1 階



本館 2 階



## 宅地建物取引士法定講習会 時間割

	時 間	科 目	講 師
【受 付】	9:00 ～ 9:30 (30分)		
【開 講】	9:30 ～ 9:35 (5分)	ガイダンス	(公社)石川県宅地建物取引業協会 事務局
1 時限目	9:35 ～ 10:25 (50分)	「宅地建物取引士の 使命と役割」	深沢綜合法律事務所 柴田龍太郎 弁護士
(休 憩)	10:25 ～ 10:35 (10分)		
2 時限目	10:35 ～ 12:05 (90分)	「改正法令の主要な改正点と 実務上の留意点」	(株)ときそう 吉野壮平 不動産鑑定士
(昼 食)	12:05 ～ 12:50 (45分)		
3 時限目	12:50 ～ 14:55 (125分) ※5分休憩あり	「紛争事例と関係法令及び 実務上の留意点」	深沢綜合法律事務所 高川佳子 弁護士 大川隆之 弁護士
(休 憩)	14:55 ～ 15:05 (10分)		
4 時限目	15:05 ～ 16:10 (65分)	「宅地建物に関する税制と 最近の主要な改正点及び 実務上の留意点」	税理士法人スマートシンク 菊池則夫 税理士
(休 憩)	16:10 ～ 16:15 (5分)		
	16:15 ～ 16:40 (25分)	効果測定 (確認テスト)	
【閉 講】	16:40 ～ 16:50 (10分)	取引士証の交付 (即日交付の方のみ)	

※DVD 放映による講義形式